

# 体育施設を利用するときは 申請が必要です

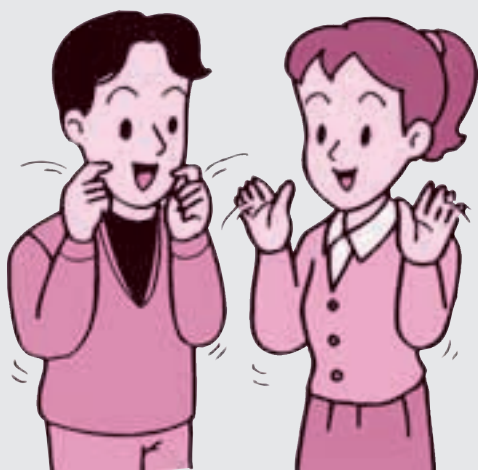
プラザちゅうたい 26・3241

グラウンドや体育館などを使用するときは、前月の調整会などで事前に申請が必要です。申請場所や方法など、施設によって異なりますので、別表を参考にしてください。  
※調整日(申請日)が休館日の場合は、原則次の開館日になります

施設名	調整日・申請日	調整会会場・問い合わせ
各グラウンド	毎月15日午後6時～(ナイターは午後7時～)	プラザちゅうたい
各テニスコート	毎月15日午後6時～	
プラザちゅうたい	毎月15日までに申請書を提出	
西体育館 西中・山手小体育館	毎月第4火曜日午後7時～	
太田小体育館	毎月20日から電話受け付け(第4火曜日調整)	太田連絡所
東中・古井小体育館	毎月20日午後7時～	上古井公民館
山之上小体育館	毎月第4火曜日午後7時30分～	山之上連絡所
蜂屋小体育館	毎月25日午後7時30分～(休日の場合も開催)	蜂屋連絡所
加茂野小体育館	毎月15日以降、連絡所へ問い合わせ	加茂野連絡所
伊深小体育館	毎月24日午後7時30分～	伊深連絡所
三和小体育館	毎月25日以降、連絡所へ問い合わせ	三和連絡所
下米田小体育館	毎月第3金曜日までに林利幸さん(26-5530)へ申し込み	下米田連絡所

## 初心者のための手話講座

手話が初めてという人、  
また手話に関心がある人は、  
この機会に手話を始めてみませんか。



### ◇とき

4月19日(火)から6月28日(火)までの毎週火曜日  
(全10回)

午前10時30分～正午

### ◇ところ

総合福祉会館

### ◇対象

市内在住の人

### ◇内容

生活の中で使う簡単な表現

### ◇受講料

無料

### ◇定員

20人(先着順)

### ◇申込み

4月15日(金)までに直接または  
電話で社会福祉協議会へ

社会福祉協議会  
28・6111

## 春の 全国交通安全運動

実施期間 ● 4月6日(水)～15日(金)

スローガン ● 地域ぐるみで守ろう  
こどもとお年寄り

- 運動の重点
- 子供と高齢者の交通事故を防止する
  - 二輪車の安全利用を推進する
  - シートベルトとチャイルドシートの正しい着用を徹底する



防災安全課 内線 276